

岡山市休日夜間急患診療所
自動販売機設置事業者募集案内書

令和8年度実施（令和8年10月設置分）

見積書提出期間：令和8年8月25日（火曜日）から令和8年9月4日（金曜日）
開 札 日：令和8年9月7日（月曜日）

令和8年8月25日

岡 山 市

目次

◇ 令和8年度 自動販売機設置事業者公募の主な流れ	P 1
◇ 岡山市自動販売機設置事業者募集要項	P 2
1 公募物件	P 2
2 公募参加資格	P 2
3 質問及び回答	P 2
4 現地確認	P 3
5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について	P 3
6 見積書	P 3
7 見積書の提出（郵送又は持参方式）	P 4
8 見積りの辞退	P 5
9 開札	P 5
10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結	P 5
11 設置事業者の決定の取り消し	P 6
12 問い合わせ先	P 6
◇ 基本仕様書	P 7～9

令和8年度 自動販売機設置事業者公募の主な流れ

岡山市有施設における自動販売機設置事業者の募集は、設置にかかる使用料（定額）及び電気代相当額に加え、当該自動販売機の売上に対する自動販売機納付金を岡山市におさめていただくことを条件に、自動販売機の設置を希望する事業者を公募します。

選考にあたっては、自動販売機納付金の最も高い納付料率を見積もった事業者を選考します。



① 自動販売機設置事業者募集要項の確認

自動販売機設置事業者募集要項公告: 令和8年8月25日(火曜日)



② 見積書の提出（郵送あるいは持参方式）

見積書提出期間: 令和8年8月25日(火曜日)から令和8年9月4日(金曜日)午後5時必着

※書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参によること【期限内必着】



③ 開 札

開札: 令和8年9月7日(月曜日)

同率事業者のくじ 同率事業者に別途連絡



④ 設置許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

申請・締結期限: 令和8年9月16日(水曜日)



⑤ 自動販売機の設置

設置開始日: 自動販売機設置管理協定書締結以降

岡山市休日夜間急患診療所 自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、法令、岡山市の条例、規則、規程及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたうえでお申込みください。

1 公募物件

岡山市休日夜間急患診療所（岡山市北区天瀬6―10 岡山市医師会館1階） ※

詳細は、基本仕様書及び別紙物件仕様書のとおり

※本物件は現在建設中であり、9月中旬頃完成予定。現地確認については担当課へ確認すること。

2 公募参加資格

公募に参加できるのは、次の条件を満たす方です。

(1) 岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿（以下「自販機公募登録者名簿」という。）において、名簿登載有効期限が令和8年9月7日時点で有効な方。

(2) 公募自販機物件仕様書の販売品目が、自販機公募登録者名簿に記載の取扱自販機に該当している方。

※自販機公募登録者名簿は岡山市公式ウェブサイトにて確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002794.html>

3 質問及び回答

自動販売機設置の仕様について疑義がある場合には、本市に対して説明を求めることができます。

① 受付期間	令和8年8月25日（火曜日）午前9時 から 令和8年9月1日（火曜日） 午後1時まで（閉庁日を除く）
② 提出方法	指定の書式「質問書」により、持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください（ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて医療政策推進課（TEL. 086-803-1636）に到着を確認してください）。電話や口頭等による質問は受け付けません。 なお、参加資格審査、選考への質問は受け付けません。
③ あて先	岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課 FAX. 086-803-1776 E-mail iryouseisaku@city.okayama.jp
④ 質問及び回答	岡山市公式ウェブサイトに掲載します。（質問者名は掲載しません。） 最終回答日時 令和8年9月1日（火曜日）午後5時頃
⑤ その他	質問への回答内容は、この募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

4 事前の現地確認

現地説明会はいきません。なお、設置予定の建物は現在建設中であり、建設スケジュールの都合上、8月31日まで現地確認はできません。また、9月1日以降も現地確認が難しい場合がございます。事前に設置場所の確認を行う必要がある場合は、医療政策推進課（086-803-1636）へ連絡のうえ日程調整を行ってください。ただし、ご希望に添えない可能性もございます、あらかじめご了承ください。

本募集要項、基本仕様書及び物件仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について

対象自動販売機について、自動販売機納付金料率（以下「納付金料率」という。）の見積りをしてください。市が予定する最低納付金料率以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積もった納付金料率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含めな
いでください。

自動販売機納付金とは

自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に自動販売機納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額です。（1円未満切り捨て）

6 見積書

- 1 見積りは、所定の見積書を使用してください。また、様式は岡山市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。
- 5 参加者は、郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、**無効**とします。

- (1) 参加資格のない者のした見積り
- (2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
- (3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り（訂正印を押印していても無効になります）
- (4) 記入事項を判読できない見積り
- (5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
- (6) 記名押印のない見積り
- (7) 同一の物件に、同一者が2通以上の見積書を提出した見積り（代理人によるものも含む。）
- (8) 受付期間内に到達しなかった見積り
- (9) 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り
- (10) 二重封筒により提出されなかった見積り

- (11) 中封筒に封印がされていない見積り
- (12) その他見積りの条件に違反した見積り

7 見積書の提出（郵送又は持参方式）

見積書提出方法	書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式 ※ 普通郵便による見積書の提出は無効となります。 ※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。
受付期間	令和8年8月25日(火曜日)から令和8年9月4日(金曜日) 午後5時必着 ※ 直接持参される場合は、岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課（保健福祉会館8階）までお越しください。受付時間は、閉庁日を除く、午前9時から午前12時まで又は午後1時から午後5時までです。 ※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。 ※ 見積書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。
提出先	〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課（保健福祉会館8階）
提出書類等	(1) 見積書 ア 様式は、岡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。記載方法は、「6 見積書」をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ提出してください。 イ 見積書に必要事項を記入・押印し、<u>中封筒に入れ封印</u>してください。見積書及び封印に使用する印鑑は、岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。 ウ <u>中封筒には次の事項を記入</u>してください。 ① 参加者名 ② 所在地 ③ 連絡先電話番号 ④ 担当者名 ⑤ 件名：岡山市休日夜間急患診療所自動販売機設置事業者募集 ⑥ 開札日及び見積書在中 ※ ①参加者名 及び ②所在地については、自販機公募登録者名簿に記載されている名称及び所在地をご記入ください。 ※ ③連絡先電話番号 及び ④担当者名については、見積書提出にあたってのご担当者を確認するものですので、自販機公募登録者名簿と異なってもかまいません。
注意事項	【封入の際の注意事項】 ① 見積書を入れ封印した中封筒を、外封筒に入れる。 ② 外封筒表側に「開札日、岡山市休日夜間急患診療所自動販売機設置事業者募集、見積書在中」の旨を<u>朱書き</u>する。 ③ 外封筒裏側左下部に参加者名を記載する。 ④ <u>書留又は簡易書留郵便により郵送、あるいは持参する。</u> 【郵送又は持参方式に係る見積りの無効について】 <u>以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。</u> ① 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り ② 二重封筒により提出されなかった見積り ③ 中封筒に封印がされていない見積り

8 見積りの辞退

- 1 見積書の提出後、開札日前日までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、見積り辞退届に記名押印のうえ、岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課に見積り辞退届を必ず持参のうえご提出ください。使用する印鑑は岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。
- 3 見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、開札後に設置を辞退する場合には、令和13年3月31日までの間に実施される自動販売機設置事業者の公募に参加できません。

受付期間	令和8年8月25日（火曜日）から令和8年9月4日（金曜日）午後5時まで 閉庁日を除く、午前9時から午前12時まで又は午後1時から午後5時まで ※ 持参以外による見積り辞退届の提出はできません。
提出先	岡山市保健福祉局保健福祉部 医療政策推進課 保健福祉会館8階
必要書類等	見積り辞退届 様式は岡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (1) 記名・押印してください。 (2) 使用する印鑑は岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。 (3) 封印の必要はありません。

9 開札

開札会場	岡山市役所本庁舎 地下1階会議室
開札日時	令和8年9月7日（月曜日） 午前10時30分開始
注意事項	(1) 見積り参加者の入場は自由ですが、見積り参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札の結果、参加者のうち最低納付金料率以上で最高納付金料率を見積りした者を設置事業者とし、開札会場内で発表したうえで、再度参加資格及び見積りの有効を確認のうえ、設置事業者を決定し岡山市公式ウェブサイト上で公表します。
くじの実施	(1) 同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、くじにより設置事業者を決めます。 くじについての詳細は、同率事業者に別途連絡します。

10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和8年9月16日（水曜日）までに、医療政策推進課あてに行政財産使用許可申請書を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下「協定書」という。）を締結してください。

合わせて、令和8年9月15日（火曜日）13時から設置予定場所（岡山市北区天瀬6-10）にて、担当課と建物所有者である岡山市医師会と現場確認を行うこと。

1 1 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ その他設置事業者が本市の使用許可の相手方として不適当と認められる場合

1 2 問い合わせ先

公募手続に関すること	岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課 電 話：０８６－８０３－１６３６ 受付時間：午前９時から午前１２時まで又は午後１時から 午後５時まで（閉庁日を除く。） E-mail：iryouseisaku@city.okayama.jp
設置場所の確認に関すること	同上

※ 仕様の内容に関する質問は、２ページ「３ 質問及び回答」の手続きに従ってください。

基本仕様書

物件仕様書に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。

1 施設使用の条件

1 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 3 8 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の目的外使用許可(以下、「使用許可」という。)により行う。

2 施設使用の許可手続き

設置事業者は、各施設所管課宛に、以下の書類を添付し使用許可申請書を提出すること。

(1) 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面

(2) 自動販売機の管理関係証明書類 ※

※ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

3 使用許可期間

(1) 使用許可日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、岡山市が適当と判断した場合には、1 年ごと(初年度は半年)に更新し、当初の使用許可日から起算して最大 4 年 6 か月(令和 1 3 年 3 月 3 1 日)まで更新できるものとする。

(2) 使用許可の期間の満了前でも、岡山市の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃等がある場合は、使用許可を取り消すことがあるが、この場合事業者に損害が生じても岡山市はその賠償の責を負わない。

4 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、岡山市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、使用許可に係る使用料は、使用許可期間ごとに決定するため、使用許可更新の際に変動することがある。

5 遵守事項

(1) 使用許可の条件を遵守すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、岡山市の指示に従うこと。

6 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岡山市に請求することはできない。

7 自動販売機設置の中止

岡山市の認める場合を除き、自動販売機の設置を中止することはできない。

また、自動販売機の設置を中止する場合は、3 ヶ月前までに市に書面で通知すること。

8 自動販売機の増設

岡山市が必要と判断した場合又は公募設置とは別途市内事業者の設置要望がある場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を岡山市に請求することはできない。

2 自動販売機の規格等

- (1) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- (3) ホットアンドコールド機であること
- (4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- (5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- (6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
- (7) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。
- (8) 安全対策
 - ①「自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会策定）を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、岡山市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ②「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売システム機械工業会制定）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、岡山市の責に帰することが明らかな場合を除き、岡山市はその責を負わない。
 - ③「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (9) 設置に当たり、自動販売機及び使用済み容器回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (10) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

3 販売品目の条件等

1 販売品目

- (1) 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
- (2) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

2 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市に提出すること。
ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機納付金の納付

- (1) 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とすること（1円未満切り捨て）。
- (2) 自動販売機納付金は、岡山市の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上額が確認できる書面を施設所管課に報告するとともに、施設所管課が随時実施するトータルカウンター（売上本数）の確認作業に協力すること。
なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

- (1) 自動販売機（付帯電気設備を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、岡山市と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事後は速やかに岡山市の確認を受けること。
- (2) 自動販売機の運転に必要な電気代相当額については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。
なお、電気代相当額については、子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算した金額とし、岡山市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

7 その他

募集要項、基本仕様書、物件仕様書、使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほか、協議すべき事項が生じた場合は、その都度岡山市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。